

「平成20年度第1学期生学生募集テレビ広告(日本テレビ)」業務の
企画提案審査公告について

放送大学学園において、下記のとおり企画提案審査を行います。

1. 目的

テレビ広告を行うことにより、働きながらキャリアアップを目指す20～40代の男女層を中心に訴求を行い、放送大学の知名度を効果的・効率的に周知し、学生募集に資することを目的とする。

2. 企画提案審査に付する事項

(1) 件名及び数量

「平成20年度第1学期生学生募集テレビ広告」業務一式

(2) 内容

「平成20年度第1学期生学生募集テレビ広告」業務仕様書
(以下「仕様書」という。)のとおり

3. 企画提案に参加する者に必要な資格

(1) 放送大学学園契約事務取扱規程第4条及び第5条の規程に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 有効年度が平成19年度の「全省庁統一資格」において、業種区別が「役務の提供等」であって、A、B又はCの等級に格付けされている者であること。

但し、公益を目的として設置された法人については、この限りではない。

(3) 放送大学学園から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4. 企画提案書作成要領及び仕様書の交付期間・場所

(1) 交付期間 平成19年12月26日(水)～平成20年1月10日(木)

(2) 交付曜日 月曜日～金曜日(但し、12/29～1/3は除く)

(3) 交付時間 10時00分～12時00分及び13時00分～17時00分

(4) 交付場所 〒261-8586 千葉県美浜区若葉2-1-1
放送大学学園総務部広報課(1階)

5. 企画提案書作成要領で示した書類の提出期限・提出先

(1) 提出期限 平成20年1月16日(水)17時00分必着
※持参又は郵送(書留郵便)

(2) 提出先 上記4.(4)と同じ

6. 企画提案書の取扱い

企画提案書は本件業務関係者に開示する。また、必要に応じて一般公開あるいは特定の者への開示を行うことがあるので、一切の秘密情報が含まれないものとし、公開にあたって発生しうるリスクについては提案者が負うものとする。

なお、提出された書類は返却しない。また、一旦受領した企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

7. 企画提案に参加する者に求められる義務

- (1) この企画提案に参加を希望する者は、企画提案書を提出期限までに提出すること。
- (2) 企画提案に参加する者は、企画提案書提出後、内容に関し説明や追加資料の提出を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 上記(1)の企画提案書に基づき、役務の提供が可能と判断したものを、審査の対象とする。

8. 無効となる企画提案書

- (1) 本公告に示した参加資格に必要な資格の無い者の提出した企画提案書
- (2) 参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画提案書
- (3) 仕様書等で指定する作成目的、様式、条件に適合しない企画提案書
- (4) 記載すべき事項の内容が記載されていない企画提案書
- (5) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- (6) 関係者に対する工作等不当な活動を行ったと認められる者が作成した企画提案書

9. 受託者の決定方法

提出された企画提案書を評価・採点する。

審査は審査基準に従い、各項目の得点の合計値の高い提案者を選定する。

なお、審査の内容や経過に関する問合せには応じられない。

《審査基準》

(1) 放送スケジュールについての要件

(放送スケジュール)

- ① 放送スケジュールが明確で効率的にテレビ広告を遂行するものとなっていること。
- ② 放送スケジュールに具体性があり、目標設定が明確になっていること。
 - ・日、時間、曜日
 - ・回数
 - ・予想GRP値

(2) 経費の見積り額についての要件

(予算)

予算額が明確になっており、効率的にテレビ広告を遂行する為に妥当なものとなっていること。

(3) 受託者に求める要件

(実行能力)

- ① テレビ広告を実施するために必要と考えられるスキルやノウハウ、広範な専門的知見・調査分析能力等を有すること。
- ② テレビ広告に必要なデータの収集を効果的に行い、速やかな分析が可能であること。

③ 仕様書の放送スケジュール項目を円滑に実施できる経営基盤を持ち、資金等について十分な管理能力を有していること。

(実績)

本テレビ広告と類似するテレビ広告等に関する実績を有すること。

10. 企画提案書の審査結果の通知

平成20年1月18日以降、FAX等によって通知する。

審査結果の確認については、一切受付ない。

11. 契約書の作成及び契約期間

契約締結にあたっては、契約書を作成する。

契約期間 契約日～平成20年2月17日

12. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) その他詳細は仕様書及び企画提案書作成要領による。

(3) 選定した企画提案の内容は、放送大学学園と入選者との協議の上、変更することがある。

(4) テレビ広告実施にあたっては、法令、契約書等を遵守し、放送大学学園と十分な連絡調整を図ること。

(5) 企画提案書の作成のために当方から受領した全ての資料は、当方の了解なく公表・使用することは認めない。

(6) 本公告の企画提案に参加しようとする者は、予め下記13の担当係に連絡すること。

13. 問合せ先

放送大学学園総務部広報課

電話 043-298-4199

以上、公告する。

平成19年12月26日

放送大学学園事務局長 池原充洋